

貸付金について

退職に伴う貸付金の弁済について

在職中に公立学校共済組合の貸付けを借り受け、退職時に残額がある方については、借用証書の条件により退職手当から未償還元利金相当額を源泉控除することとなります。

1 退職手当から貸付金残額を控除するための手続き

特にありません。

（共済組合から退職手当の支給機関に対し控除依頼を行います。）

2 控除額

退職時の未償還元金（※１）と退職手当支給日までの経過利息（ボーナス償還分を含む。）及び償還猶予残額（※２）の合算額

※１ 「償還表」で確認してください。

※２ 育児休業等により償還を猶予された後の猶予残額

3 団体信用生命保険（だんしん）の脱退に係る手続き

特にありません。

団体信用生命保険は退職手当から貸付残額が弁済されることによって保障期間が終了します。団体信用生命保険に加入されている方の脱退に係る手続は共済組合が一括して行います。

すでに年払いしてある保険料に１か月以上の未経過期間があるときは、未経過分の保険料は加入者の引落口座に返戻されます。（償還完了月の２～３か月後）。

なお、保険料の引き落とし月が４月又は５月の方は、事務処理上の都合により、貸付金返済後であっても保険料が引き落とされます。この場合、引き落とし後の概ね２ヶ月後に未経過分の保険料を引き落とし口座に返戻します。

4 その他

- （１）退職手当から貸付残額を控除してもなお不足がある場合は、不足分の請求を行います。
- （２）償還完了に伴う借用証書の返付については、償還完了月の翌月中旬に自宅あてに郵送します。
- （３）退職手当からの貸付残高の控除を希望されない場合は、１月１３日までに全額繰上償還の申出を行うようにしてください。